

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営業運第12号
令和3年1月19日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 池辺和弘

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日 および実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和2年7月3日からの大雨による災害により、当社供給区域内のお客さまが被災し、令和2年7月4日、熊本県及び鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和2年7月4日以降、令和2年7月3日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から12か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：令和3年8月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和4年6月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：令和4年6月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと

3. 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが令和4年6月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

（実施期間満了日：令和4年6月末日）

4. 被災されたお客さま（契約種別が従量電灯C，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧電力，臨時電力，農事用電力のお客さまに限る。）で，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，令和3年7月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（実施期間満了日：令和3年7月末日）

5. 被災されたお客さまが被災後，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で，その申込みが令和4年6月末日までに行なわれ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

（実施期間満了日：令和4年6月末日）

附

則

附 則

本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年7月7日付け20200707資第3号認可。）の適用を受けているお客さまについては，本供給条件の規定を適用する。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令
第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和2年7月3日からの大雨による災害により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生しました。（令和2年7月4日、熊本県及び鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用）

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和2年7月4日以降、令和2年7月3日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し、特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年7月7日付け 20200707 資第3号承認。）を設定しておりますが、当該大雨による災害の被害は甚大であり、家屋の解体工事や再建等は、今後も継続していくことが予想されます。

つきましては、特定小売供給約款以外の供給条件を引き続き適用するべく、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定に基づき、あらためて特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

福岡県	大牟田市，八女市，みやま市，久留米市
佐賀県	鹿島市
大分県	日田市，由布市，玖珠郡九重町・玖珠町
熊本県	八代市，人吉市，水俣市，上天草市，天草市，荒尾市， 山鹿市，菊池市，玉名市，葦北郡芦北町・津奈木町， 球磨郡錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・ 山江村・球磨村・あさぎり町，玉名郡南関町・和水町・ 玉東町・長洲町，阿蘇郡南小国町・小国町
鹿児島県	阿久根市，出水市，伊佐市，鹿屋市，曾於市，志布志市， 垂水市，薩摩川内市，いちき串木野市，出水郡長島町， 曾於郡大崎町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

- 福岡県 柳川市，筑後市，うきは市，朝倉市，小郡市，大川市，
八女郡広川町，三井郡大刀洗町，三潞郡大木町，
朝倉郡東峰村，田川郡添田町
- 佐賀県 鳥栖市，神埼市，嬉野市，三養基郡みやき町，杵島郡白石町，
藤津郡太良町
- 長崎県 大村市
- 大分県 大分市，別府市，中津市，竹田市，宇佐市
- 熊本県 宇城市，阿蘇市，熊本市，合志市，八代郡氷川町，
上益城郡山都町，下益城郡美里町，天草郡苓北町，
菊池郡大津町，阿蘇郡産山村
- 宮崎県 えびの市，小林市，都城市，串間市，東臼杵郡椎葉村，
児湯郡西米良村
- 鹿児島県 霧島市，鹿児島市，始良市，日置市，薩摩郡さつま町，
始良郡湧水町，肝属郡東串良町・肝付町・錦江町

以 上